

平成24年7月3日  
関東管区行政評価局

## 少年鑑別所における面会受付から面会までの 待ち時間及び面会時間に係る対応の改善

総務省千葉行政評価事務所に、次のような行政相談が寄せられましたので、関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：利根忠博 埼玉県立大学理事長 埼玉県経営者協会特別顧問ほか7名）において検討した結果を踏まえて、平成24年7月3日、東京矯正管区に対して、管内の少年鑑別所において、面会受付から面会までの待ち時間（以下「面会までの待ち時間」という。）が長くなる場合や面会時間が短くなる場合には、面会者に対して事前に十分な説明を行うなど面会に係る対応を工夫するようあつせんします。

### 【相談要旨】

私の息子は、これまで千葉少年鑑別所に入所していたが、最近、東京少年鑑別所に移された。東京少年鑑別所では面会の待ち時間はなく、面会時間もおおむね30分確保してくれた。一方、千葉少年鑑別所では、面会までに約3時間も待たされることがあり、面会時間も10分程度と短かった。同じ少年鑑別所という施設でありながら、何故このような違いがあるのか納得できない。

### 制度の概要と現状

少年鑑別所入所者への面会は、少年鑑別所処遇規則（昭和24年法務庁令第58号）により、近親者、保護者、附添人その他必要と認める者に限り認められており、面会に当たっては職員が立ち会うことと規定されているが、面会までの待ち時間や面会時間に関する処遇規則上の規定はない。なお、面会時間についてはおおむね30分を確保することが望ましい運用とされている。

ただし、面会希望者が集中した場合には、面会に対応するための施設の規模（面会室数：千葉少年鑑別所2室、東京少年鑑別所4室）や職員体制等の状況により、面会までの待ち時間が長くなったり、1回当たりの面会時間が短縮されることもある。



## 当局の調査結果

当局が、東京矯正管区を通じて千葉少年鑑別所における面会までの待ち時間及び面会時間について調査した結果は、次のとおりである。

- ◆ 千葉少年鑑別所における面会までの待ち時間の発生状況について調べたところでは、平成 22 年及び 23 年の 2 年間に於いて計 7 日間で約 40 回、面会受付の開始から 1 時間以上の待ち時間となったケースが発生しており、最長では 1 時間 55 分の待ち時間となっていたものもみられたが、約 3 時間の待ち時間となったものは確認できなかった。
- ◆ 千葉少年鑑別所から面会時間について聴取したところでは、個々具体的な面会記録はないものの、面会者が多い時には面会者に説明の上、おおむね 30 分の面会時間を 15 分程度に短縮したこともあったとしている。

## 改善の必要性

当日の面会件数の多寡、少年鑑別所の施設規模や職員の配置状況によっては、面会までの待ち時間が長時間となったり、面会時間を短縮せざるを得ない可能性が想定される場所である。

しかし、事前に十分な状況説明もないまま、長時間待たされたり、おおむね 30 分とされている面会時間よりも短い時間で面会を終了させられたりすることは、少年鑑別所の対応について面会者が不信感を募らせることになりかねないので、改善が必要である。

### (あっせん等の要旨)

東京矯正管区は、管区内の少年鑑別所に対して、面会希望者が多数訪れる時には、面会までの待ち時間が長くなることや面会時間が短くなることについて、面会者に対して状況の説明を適切に行うなど面会に係る対応を工夫する必要がある。



【連絡先】 関東管区行政評価局総務部 首席行政相談官室

林、廣本

電話：048-600-2313

FAX：048-600-2335